

いばらき

第403号

雇用ニュース

2015年11月



「つくば道（つくば市）」（観光いばらき「写真ひろば」より）

◇◇ 雇用に関するご相談はハローワークへ！ ◇◇

－ お も な 内 容 －

- ・ 県内の雇用情勢 2
- ・ 「正社員転換・待遇改善キャンペーン」展開中！ 3
- ・ 「正社員転換・待遇改善キャンペーン」の取組内容 4
- ・ 「女性活躍推進法」が成立しました！ 5
- ・ 「人材育成支援策」のご案内 6～7
- ・ 茨城県雇用関係主要指標 8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

有効求人倍率 1.13倍

「雇用情勢は、一部に厳しさが見られるものの、改善が進んでいます」

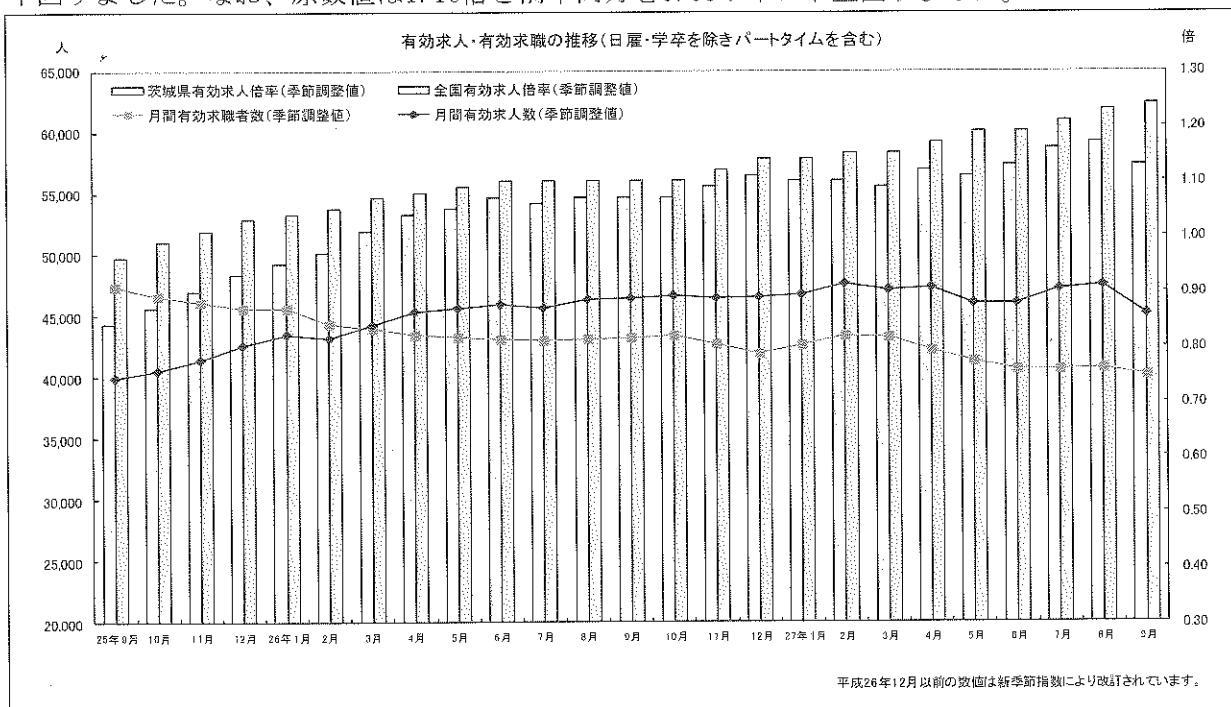
1 概 況

9月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は15,679人で、前年同月と比較して12.9%減と2か月連続で減少となりました。雇用形態別では、一般常用は同15.0%の減少となり、常用的パートタイムは同11.6%の減少となりました。新規求職申込件数は10,089人で前年同月比13.0%の減少となり、雇用形態別でみるとパートタイムを除く常用は同12.4%の減少、常用的パートタイムは同14.9%の減少となりました。また、パートを含む常用求職者の若年求職者（34歳以下）は同15.5%の減少となり、高齢求職者（60歳以上）は同8.5%の減少となりました。

有効求人数（原数値）は、46,409人で前年同月比は3.0%減と、4か月ぶりに減少しました。

一方、有効求職者数（原数値）は40,083人で同8.2%減と、26ヶ月連続の減少となりました。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は1.13倍（季節調整値）で、前月を0.04ポイント下回りました。なお、原数値は1.16倍と前年同月を0.06ポイント上回りました。



2 新規求人の動き

新規求人数は15,679人となり、前年同月比で12.9%減と2か月連続の減少となりました。

産業別にみると、多くの産業が減少となりましたが、主に運輸業、郵便業（前年同月比21.2%減）、卸売業、小売業（同16.8%減）、サービス業（同14.8%減）などが減少となりました。

規模別でみると、1,000人以上（前年同月比205.6%増）は増加となり、300～499人（前年同月比39.0%減）、500～999人（同38.0%減）、100～299人（同20.6%減）、30～99人（同17.9%減）、29人以下（同9.2%減）は減少となりました。

雇用形態別では、一般常用は前年同月比15.0%の減少となり、常用的パートタイムは同13.1%の減少となりました。

3 新規求職の動き

新規求職申込件数は10,089人となり、前年同月比で13.0%減と3か月連続で減少しました。

雇用形態別の割合では、一般求職者68.1%（前年同月67.5%）と0.6ポイント上回り、数では前年同月比で12.4%の減少となりました。

一方、パートタイム求職者は、割合で31.9%（前年同月32.5%）と0.6ポイント下回り、数では前年同月比で14.9%の減少となりました。

また、パートタイムを含む常用求職者で見ると、新規求職申込件数のうち34歳以下の若年者の占める割合は35.9%と前年同月（36.9%）を1.0ポイント下回りましたが、数では前年同月比で15.5%の減少となりました。

同じく、パートタイムを含む常用求職者のうち、60歳以上の高齢者の占める割合は15.3%となり、前年同月（14.5%）を0.8ポイント上回り、数は前年同月比で8.5%の減少となりました。

4 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は1,998件で、前年同月と比較し15.0%減と3か月連続で減少しました。また、新規求職申込件数に占める割合は19.8%で、前年同月（20.3%）と0.5ポイント下回りました。

雇用保険受給者実人員は9,083人と、前年同月比で6.7%減と24ヶ月連続の減少となりました。

雇用保険被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は445人で、資格喪失者の割合では5.5%（前年同月6.2%）となり、事業主都合離職者数では前年同月比18.9%減となりました。

「正社員転換・待遇改善キャンペーン」展開中!

茨城県内における雇用労働者に占める非正規雇用労働者数の割合は、平成19年度 33.3%から平成24年度で 38.6%と 5.3ポイント増加しています(※1)。

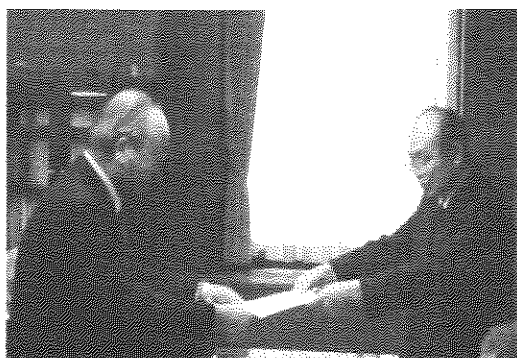
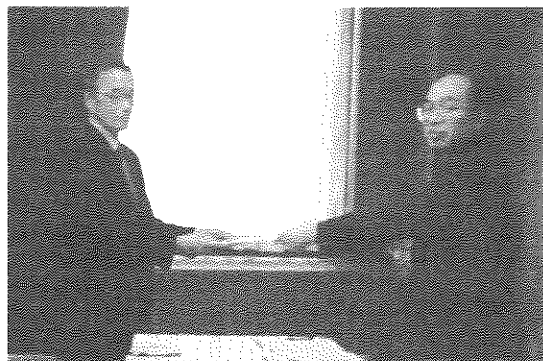
また、正社員の有効求人倍率については改善傾向にはあるものの、0.70倍(平成27年9月、原数値)と1倍に満たない状況にあります(※2)。

※1 平成19年度、24年度「就業構造基本調査」(総務省統計局)

※2 平成27年9月「職業安定業務統計」(茨城労働局)

茨城労働局では、平成27年10月28日、茨城労働局長を本部長とした「茨城県正社員転換・待遇改善実現本部」において、正社員転換・待遇改善の実現に向けた「正社員転換・待遇改善キャンペーン」について、今後の取組方針等を決定しました。

経済4団体に正社員転換等に関する要請をする中屋敷労働局長



労働局・ハローワークの取組は次ページに!

「正社員転換・待遇改善キャンペーン」の取組内容

【労働局における取組】

1 各種説明会、セミナー等の集中的開催

① 女性活躍推進法説明会

12 月中に県内 5 会場（水戸会場、土浦会場、古河会場、龍ヶ崎会場、鹿嶋会場）にて実施します。

※水戸会場、土浦会場では、「労働契約法における無期転換ルールについて」も説明を行います。

② 労働者派遣法改正法説明会

10 月から 11 月までの期間に県内 3 会場（土浦会場、水戸会場、筑西会場）において実施しました。

2 県内経済 4 団体、管内主要事業主等への要請等

① 県内経済 4 団体に対して、茨城労働局長から非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善についての要請を実施しました。

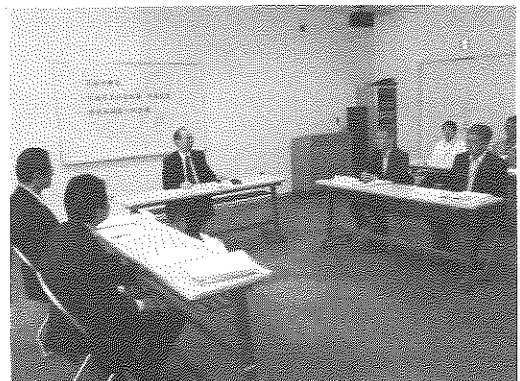
* 11 月 2 日（月）午前 10 時 30 分～ 於：茨城県経営者協会会議室

② 非正規雇用労働者を多数雇用している業種団体、管内主要事業主への要請を実施しました。

【県内各ハローワークにおける取組】

1 各地域の経済団体、事業主等への正社員転換・待遇改善に係る要請を実施します。

2 ハローワークの窓口や、事業主団体等が主催する会議等を活用し、「若者雇用促進法」などの周知や、正社員転換・待遇改善に取り組む事業主への支援措置等の周知・活用促進を実施します。



女性の職場における活躍を推進する

女性活躍推進法が成立しました！

※ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

法律の概要は以下のとおりです。

豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要である。そのため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進する。

- 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用が行われること
- 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

基本方針等の策定

- 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）。
- 地方公共団体（都道府県、市町村）は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定（努力義務）。

事業主行動計画の策定等

- 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- 国や地方公共団体、民間事業主は以下の事項を実施（労働者が300人以下の民間事業主については努力義務）。
 - 女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析
【参考】状況把握する事項：①女性採用比率 ②勤続年数男女差 ③労働時間の状況 ④女性管理職比率 等
 - 上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等
 - 女性の活躍に関する情報の公表（省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表）
- 国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。

女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- 国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする（任意）

その他

- 原則、公布日施行（事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日施行）。
- 10年間の時限立法。



茨城労働局雇用均等室

事業主・事業主団体の方へ
ハローワーク・労働局の主
な支援策です！(一部抜粋)

人材育成に取り組む事業主を支援します！

「人材育成支援策」のご案内

平成27年10月1日から新しい制度が始まりました！

厚生労働省では、人材育成に取り組む事業主・事業主団体の皆さまを支援するために、さまざまな支援策を用意しています。従業員のキャリアアップを図る際には、ぜひご活用ください。

自己啓発に取り組む従業員を支援したい

教育訓練給付金

<平成26年10月から「専門実践教育訓練」を創設>

自ら費用を負担して自己啓発に取り組む従業員への支援策があります。自己啓発に取り組む従業員にご紹介ください。

対 象	雇用保険の一般被保険者または一般被保険者だった人で、一定の条件を満たす人が、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し、修了などした場合
支給額	◆一般教育訓練 従業員が教育訓練施設に支払った経費の20%に相当する額（上限10万円） ◆専門実践教育訓練 ① 従業員が教育訓練施設に支払った経費の40%に相当する額 （年間上限32万円、訓練期間は最大で3年間のため最大96万円） ② 資格取得などをして、修了から1年以内に一般被保険者として再就職またはすでに雇用されている場合は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の20%を追加給付 ※①と②の合計は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の60%に相当する額 （年間上限48万円、訓練期間は最大で3年間のため、最大144万円） ※受講開始前に専門のキャリア・コンサルタントから交付されたジョブ・カードまたは専門実践教育訓練の受講について、事業主が承認したことの証明書を添付して事前の手続を行う必要があります。

人材育成全般の基盤を整備したい

ジョブ・カード

<平成27年10月1日から新制度に移行>

ジョブ・カードは平成27年10月1日より①生涯を通じたキャリア・プランニング及び②職業能力証明のツールとして新しくなりました。

人材育成を行う際にジョブ・カードを活用して従業員のキャリア形成上の課題の把握やそれを踏まえた能力開発を推進することができます。（なお、ジョブ・カードを活用して人材育成を行う際、助成金を受けられる場合があります。）

また、ジョブ・カードは能力証明のツールでもあるため、通常の履歴書と組み合わせることで、応募者の職業能力に関する情報をより多く知ることができます。（なお、応募書類としてのジョブ・カードの活用については、求職者の判断で行われるものです。）

従業員を育成したい

企業内人材育成推進助成金

<平成27年度から創設>

計画的に人材育成を推進するための制度を導入・実施した事業主・事業主団体に助成します。

助成対象		制度導入助成額	実施・育成助成額 <一人当たりの額>
① 個別企業助成コース：①～③の人材育成制度を就業規則などに規定して導入し、従業員に実施した事業主に、一定額を助成			
① 教育訓練・職業能力評価制度	ジョブ・カードを活用し、従業員に教育訓練や職業能力評価を計画的に行う制度	50万円(25万円)	5万円(2.5万円)
② キャリア・コンサルティング制度	ジョブ・カードを活用し、従業員に対するキャリア・コンサルティングを計画的に行う制度	30万円(15万円)	5万円(2.5万円)
	従業員をキャリア・コンサルタントとして育成した場合に加算	—	15万円(7.5万円)
③ 技能検定合格報奨金制度	技能検定に合格した従業員に報奨金を支給する制度	20万円(10万円)	5万円(2.5万円)
② 事業主団体助成コース：従業員に対し教育訓練や職業能力評価を行う構成事業主を支援する事業主団体について、構成事業主が3事業主以上、かつ従業員合計30名以上を対象に導入・実施した場合、支援に要した費用の一部を助成		支援に要した費用の2/3 上限額500万円	

※()は中小企業以外の額。実施・育成助成は制度ごとに10人まで

従業員を育成したい

キャリア形成促進助成金

<平成27年度から新設・拡充>

従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成します。

◆事業主と事業主団体など向け

助成内容		助成額（ ）は中小企業以外の額
①ものづくり人材育成訓練 【新設】	・中小企業以外 ・中小企業 ・事業主団体など	建設業や製造業が実施する大臣の認定を受けた次のOJT付き訓練 ・事業主団体等連携型訓練(事業主団体などと企業が連携して実施する訓練) ・企業連携型訓練(複数の企業が連携して実施する訓練) ・企業単独型訓練(企業が単独で実施する訓練)
		経費助成：2/3(1/2) 賃金助成：1h当たり800円(400円) OJT実施助成：1h当たり700円(400円)

◆事業主向け

助成内容		助成額（ ）は中小企業以外の額
② 政策課題対応型訓練		
①成長分野等人材育成コース	・中小企業以外 ・中小企業	健康(医療・介護)・環境などの成長分野などでの人材育成のための訓練
②グローバル人材育成コース		
③中長期的キャリア形成コース	・中小企業以外 ・中小企業	海外関連業務に従事する人材育成のための訓練(海外の大学院、大学、教育訓練施設などで実施する訓練も含む)
④熟練技能育成・承継コース		
⑤若年人材育成コース	・中小企業以外 ・中小企業	中長期的なキャリア形成に資する教育訓練として厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練
⑥育休中・復職後等能力アップコース	・中小企業以外 ・中小企業	熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練
⑦認定実習併用職業訓練コース	・中小企業	採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練
⑧自発的職業能力開発コース	・中小企業	育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練
⑨一般型訓練	・中小企業	大臣の認定を受けたOJT付き訓練(①の企業単独型訓練を除く)
		経費助成：1/2 賃金助成：1h当たり800円 OJT実施助成(⑦)：1h当たり600円
		経費助成：1/3 賃金助成：1h当たり400円

◆事業主団体など向け

助成内容		助成額
④ 団体等実施型訓練	事業主団体など	・事業主団体などが構成事業主の雇用する労働者を対象に行う、若年労働者への訓練や熟練技能の育成・承継のための訓練 ・育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練【拡充】
		経費助成：1/2 【育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練2/3】 【拡充】

※経費助成の1人1コースの事業主に対する支給限度額について、①、②①～⑥は15万円～50万円(中小企業以外は10万円～30万円)、②⑦・⑧、⑨は7万円～20万円。

また、事業主団体などに対する支給限度額について、①、④は1団体当たり500万円。

※1事業主の年間(支給申請日を基準とし、4月1日から3月31日まで)の支給限度額は500万円(認定職業訓練、⑨または②⑦の場合は1,000万円)、1事業主団体などの年間の支給限度額は500万円。

※助成の対象となる訓練などの受講回数は、1労働者につき、1年度(「年間職業能力開発計画期間」内)3コースまで

※東日本大震災に伴う被災地の事業主については、助成率の特例あり(中小企業：賃金800円(1h)・経費1/2、中小企業以外：賃金400円(1h)・経費1/3)

茨城県雇用関係主要指標

項 目 年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全 数	雇用保険 受 給 者 実 人 員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高年齢者	求人全数	求職全数		
24年度月平均	14,362	3,226	10,965	11,967	4,682	1,631	38,569	48,253	3,862	10,913
25年度月平均	15,150	3,340	11,690	11,479	4,363	1,648	40,562	46,730	3,801	10,591
26年度月平均	17,004	3,552	13,285	11,079	4,048	1,722	46,385	43,022	3,677	8,943
26 年 4 月	16,591	3,702	12,710	15,026	5,355	2,821	45,050	46,915	4,555	7,988
5	16,114	3,431	12,552	11,532	4,177	1,892	43,873	46,638	3,918	9,346
6	15,657	3,232	12,206	10,822	3,993	1,585	43,683	45,366	3,887	9,355
7	16,366	3,805	12,414	10,818	4,083	1,617	43,656	44,240	3,600	9,962
8	17,037	3,246	13,657	9,721	3,695	1,349	44,950	42,754	3,038	9,787
9	17,995	3,888	13,838	11,602	4,262	1,672	47,866	43,657	3,825	9,737
10	18,244	3,938	14,081	11,278	4,172	1,812	48,926	43,995	3,839	9,268
11	16,001	3,257	12,647	8,533	3,120	1,327	47,149	40,902	3,117	8,621
12	14,810	2,957	11,713	7,454	2,727	1,122	45,239	37,189	2,884	8,385
27 年 1 月	18,337	4,058	14,124	11,947	4,332	1,849	45,912	38,755	3,003	8,377
2	19,470	3,732	15,575	11,817	4,204	1,758	49,356	41,295	3,436	8,246
3	17,423	3,373	13,897	12,392	4,453	1,864	50,961	44,554	5,017	8,239
27 年 4 月	16,612	3,380	13,047	14,036	4,723	3,081	47,342	45,602	4,480	7,677
5	15,095	2,869	12,088	10,504	3,751	1,753	43,665	44,021	3,540	8,637
6	16,378	3,690	12,539	10,937	3,928	1,732	44,056	43,142	3,713	9,104
7	17,541	3,702	13,681	10,226	3,723	1,614	45,076	41,887	3,525	9,256
8	16,911	3,217	13,554	9,325	3,411	1,344	46,352	40,623	3,021	9,285
9	15,679	3,531	11,998	10,089	3,602	1,530	46,409	40,083	3,355	9,083
10										
11										
12										
28 年 1 月										
2										
3										

項 目 年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全 国 完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値) %
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
24年度月平均	1.20	1.32	0.80	0.82	5.5	10.1	▲ 6.4	▲ 7.6	0.7	▲ 1.5	▲ 8.1	▲ 7.8	280	4.3
25年度月平均	1.32	1.53	0.87	0.97	5.5	8.4	▲ 4.1	▲ 6.9	▲ 1.6	▲ 2.3	▲ 3.0	▲ 8.6	256	3.9
26年度月平均	1.53	1.69	1.08	1.11	12.2	3.6	▲ 3.5	▲ 5.7	▲ 3.3	▲ 5.3	▲ 15.6	▲ 11.4	233	3.6
26 年 4 月	1.51	1.64	1.04	1.08	27.5	10.0	▲ 3.7	▲ 6.0	4.6	▲ 4.3	▲ 24.5	▲ 17.7	254	3.6
5	1.51	1.64	1.05	1.09	15.3	4.0	▲ 11.2	▲ 10.5	▲ 0.1	▲ 6.7	▲ 22.9	▲ 20.2	242	3.5
6	1.51	1.65	1.07	1.10	21.2	8.1	▲ 0.3	▲ 1.7	5.7	▲ 0.7	▲ 21.4	▲ 12.4	245	3.7
7	1.48	1.66	1.06	1.10	11.8	4.5	▲ 6.6	▲ 9.3	▲ 8.2	▲ 6.4	▲ 20.0	▲ 13.2	248	3.8
8	1.53	1.65	1.07	1.10	13.4	▲ 0.6	▲ 6.4	▲ 9.2	▲ 4.5	▲ 8.1	▲ 19.2	▲ 12.9	231	3.5
9	1.57	1.68	1.07	1.10	18.6	6.3	▲ 0.4	▲ 1.8	0.1	▲ 1.9	▲ 14.2	▲ 8.8	233	3.6
10	1.58	1.69	1.07	1.10	12.8	1.1	▲ 5.0	▲ 6.7	▲ 6.8	▲ 6.5	▲ 15.4	▲ 10.4	233	3.5
11	1.53	1.69	1.09	1.12	0.3	▲ 4.4	▲ 11.5	▲ 10.9	▲ 14.0	▲ 10.9	▲ 13.7	▲ 11.2	219	3.5
12	1.62	1.77	1.11	1.14	11.3	5.6	▲ 3.4	▲ 4.7	▲ 7.5	▲ 5.9	▲ 11.5	▲ 8.2	210	3.4
27 年 1 月	1.52	1.77	1.10	1.14	5.1	3.0	▲ 3.4	▲ 6.7	▲ 9.6	▲ 5.7	▲ 10.3	▲ 9.5	231	3.6
2	1.52	1.63	1.10	1.15	11.0	1.7	8.7	1.0	▲ 1.9	▲ 3.4	▲ 3.7	▲ 7.5	226	3.5
3	1.53	1.72	1.09	1.15	4.8	4.7	1.3	▲ 1.7	▲ 0.8	▲ 3.7	▲ 0.3	▲ 5.3	228	3.4
27 年 4 月	1.57	1.77	1.12	1.17	0.1	0.1	▲ 6.6	▲ 7.8	▲ 1.6	▲ 4.8	▲ 3.9	▲ 6.5	234	3.3
5	1.52	1.78	1.11	1.19	▲ 6.3	▲ 4.0	▲ 8.9	▲ 10.8	▲ 9.6	▲ 10.4	▲ 7.6	▲ 12.6	224	3.3
6	1.61	1.78	1.13	1.19	4.6	6.8	1.1	▲ 0.4	▲ 4.5	▲ 2.5	▲ 2.7	▲ 5.8	224	3.4
7	1.68	1.83	1.16	1.21	7.2	4.3	▲ 5.5	▲ 5.9	▲ 2.1	▲ 6.2	▲ 7.1	▲ 8.2	222	3.3
8	1.60	1.85	1.17	1.23	▲ 0.7	4.9	▲ 4.1	▲ 4.0	▲ 0.6	▲ 4.3	▲ 5.1	▲ 5.9	225	3.4
9	1.50	1.86	1.13	1.24	▲ 12.9	0.9	▲ 13.0	▲ 11.7	▲ 12.3	▲ 11.6	▲ 6.7	▲ 7.1	227	3.4
10														
11														
12														
28 年 1 月														
2														
3														

(注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。

2. 新規求職申込件数の「うち若年者」とは34歳以下の者、「うち高年齢者」とは60歳以上の者で、パートを含む常用。

3. ▲印は減少を示す。

4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。

なお、9月より一部調査区域を除き全国となっている(平成23年3月から8月までは被災3県を除いたものとなっている。)

5. 平成26年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。